（個人事業者の例：１回記録用ＳＳＤを用いた場合）

電子取引データの訂正及び削除の防止に関する事務処理規程

　　この規程は、電子計算機を使用して作成する国税関係帳簿書類の保存方法の特例に関する法律第７条に定められた電子取引の取引情報に係る電磁的記録の保存義務を適正に履行するために必要な事項を定め、これに基づき保存することとする。

（訂正削除の原則禁止）

　保存する取引関係情報の内容について、訂正及び削除をすることは原則禁止とする。

（訂正削除の防止）

　電子取引の取引情報を１回記録用ＳＳＤに記録し、１０年間保存する。１回記録用ＳＳＤにより、記録した情報の訂正及び削除を防止する。

　この規程は、令和○年○月○日から施行する。